

介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な
実施を図るための指針の全部を改正する件案に関する意見募集の結果について

令和6年3月29日

厚生労働省

老健局認知症施策・地域介護推進課

介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針の全部を改正する件案（※）について、令和6年2月16日（金）から令和6年3月17日（日）まで御意見を募集したところ、計12件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（※）意見募集時には「介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針の一部を改正する件案」という名称でしたが、改正案を精査する中で指針の一部ではなく全部を改正することとなったため、名称を変更しております。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	地域で総合事業の利用が極端に少ない現状のため、仮に利用対象者を要介護者に拡大したとして、そのまま地域の支えあい等のサービスを利用する方は微々たるものであり、あまり意味がない。総合事業の裾野が広がるように、保険者機能強化推進交付金において総合事業で多様なサービスを利用している割合を評価する	総合事業の充実に関しては、別途介護保険法施行規則を改正し継続利用要介護者がサービス・活動Aを利用可能にするほか、「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会」においてお示しした工程表に基づき、第9期介護保険事業計画期間において、多様なサービスの充実による利用者の選択肢が拡大されるよう、

	<p>など、インセンティブの充実等積極的な推進や充実を進めるべきではないか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インセンティブ交付金・地域づくり加速化事業による支援 ・サービス・活動Bが利用しやすくなるようなルールの見直し ・多様な主体によるサービスに対応した基準・報酬モデルの提示 ・介護予防ケアマネジメントの加算例の提示等の取組を行うこととしています。
<p>2</p>	<p>現場の地域包括支援センターにとって、介護予防ケアマネジメントが負担となっている。特に住民主体のサービスBの場合など、介護予防ケアマネジメントなしで総合事業の利用が可能となる仕組み等はできないのか。どうしても介護予防ケアマネジメントが重要ということであれば、物価高騰に見合った単価となるよう、介護予防支援費の報酬を引き上げてほしい。</p>	<p>高齢者が地域での日常生活を送ることができるよう、多様な主体によるサービスが適切に選択されて利用されるよう支援していく上でも介護予防ケアマネジメントは重要であると考えています。</p> <p>今般の改正後の指針においては、従前相当サービス以外のサービス・活動事業を利用する場合の介護予防ケアマネジメントについては、適切なアセスメントの実施と関係者との連携を推進する観点から、介護予防サービス計画に類するものの作成の必要性や頻度等を含め、基準の緩和を検討することが重要である旨、お示ししています。</p> <p>また、介護予防ケアマネジメントに関する報酬は市町村の裁量により設定が可能であることから、市町村が目標志向型のケアマネジメントを推進する観点から、</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・適切な専門職の介入を通じ居宅要支援被保険者等の機能の改善が図られ社会参加につながったことを評価する取組 ・地域で孤立する居宅要支援被保険者等を、自立した日常生活を支援するための多様な活動につなげるためのアウトリーチなどの取組を評価する取組 ・地域のリハビリテーション専門職等と連携し、アセスメントを行った上で、居宅要支援被保険者等の目標を実現するための介護予防ケアマネジメントを実施することを評価する取組 <p>といった取組を評価するための加算の設定等を行うことも必要である旨、お示ししているところであり、これらも踏まえ、各市町村の地域の実情等に応じて適切に実施されるべきものと考えています。</p> <p>なお、介護予防支援費の基本報酬については、令和6年度介護報酬改定において引き上げを行ったところであり、総合事業の介護予防ケアマネジメントの費用について国が定める告示についても、同様の改正を行っています。</p>
3	<p>産業を含めた多様な主体の参入を促進というのは適切な意見と考える。デイサービスに行きやすい仕組みを改めて、地域のスポーツジム等の活用を促進する方向で制度設計を図ることが望ましい。要支援1の人は週</p>	<p>今般の改正において、総合事業が、地域に暮らす全ての高齢者が、自立した日常生活を送ること、そのための活動を選択することができることなどを目的として、住民主体の活動を含む多様なサービス・活動の充</p>

	<p>1回（1回500円）で送迎付きのリハビリ等を安価に利用できるため、地域の集いの場の利用よりもそちらの利用を優先してしまう状況が散見される。要支援の方は原則2割・3割とするなど負担割合を見直す等、現状を大きく変えていくことが望ましい。</p>	<p>実が図られるよう、その基本的な考え方などをお示ししており、この内容も踏まえ、各市町村において、高齢者の日常生活と関わる地域の多様な主体による多様なサービス・活動の充実を図るとともに、これらのサービス・活動にアクセスしやすい環境の整備などを進めていただきたいと考えています。</p> <p>なお、利用者負担については、サービス内容や時間、基準等を踏まえ、各市町村において定めることとしております。</p>
4	<p>接骨院の通所型サービスCを増やしてほしい。</p> <p>4月以降、要支援者や事業対象者が増えると、送迎なしで通える場所に複数の通所型サービスCが必要になる。事業対象者等は、膝痛や腰痛などの運動器疾患が多く、柔道整復師の専門分野である。また、接骨院は全国で5万か所以上あり、地域に信頼のある接骨院が介護予防の拠点となれば、院長が機能訓練指導員となって、少数の利用者に運動指導することができる。全国に通所型サービスCが増えれば、デイサービスの利用者も減り、介護保険費用の削減にも繋がると考えられる。</p>	<p>総合事業において、多様な主体によるサービス・活動が充実されていくことが重要と考えており、サービス・活動Cも含め、多様なサービスが実施されるよう取り組んでまいります。</p>
5	<p>一部自治体はリハビリテーション専門職の介入を行うことがサービス利用の条件となっているため、サービス利用の選択肢を狭めている。リハビリテーション専門職の介入が悪いことではないが、サービス利用の幅</p>	<p>いただいたご意見のように、総合事業は、生活機能の全体像をみながら相互作用を重視することが重要と認識しており、本指針においても、リハビリテーションの理念を踏まえて「心身機能」・「活動」・「参</p>

	<p>を狭める結果とならないよう、次の文言を追記すべき。</p> <p>「サービス利用に当たり、最初にリハビリテーションを行うことを義務付ける、リハビリテーション専門職の見立てを義務付ける等、身体機能に特化したサービス利用とならないよう、自立に向けた生活面の支援、地域活動を含めた総合的な施策となるように留意すること。」</p>	<p>加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要であることをお示ししています。</p> <p>実際の運用においては、各市町村における実情等を踏まえた取組が行われるべきものと考えており、今回の改正後の告示に御意見のような文言を盛り込むことまではしていません。</p>
6	<p>要支援者は福祉用具と医療系サービスだけにして、総合事業は廃止してはどうか。</p>	<p>要支援者についても、介護予防、社会参加及び生活支援を通じて、高齢者が尊厳を保持しながら地域での自立した日常生活を送ることができるよう支援していくことは重要であると考えており、総合事業を実施していく意義があるものと考えています。</p>
7	<p>記入の負担がある介護予防計画書については廃止してはどうか。</p> <p>加えて、介護予防計画書を作成して地域包括支援センターに提出して、それから利用者にサインをもらってまた地域包括支援センターに提出するという仕組みについて、多くの時間を要するため対応に困る。地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などの介護予防計画書作成の手順を簡易なものに変更してほしい。書類作成を簡易化するだけでも、生産性や効率性が向上すると考える。</p>	<p>従前相当サービス以外のサービス・活動事業を利用する場合の介護予防ケアマネジメントについては、適切なアセスメントの実施と関係者との連携を推進する観点から、介護予防サービス計画に類するものの作成の必要性や頻度等を含め、基準の緩和を検討することが重要である旨、改正後の指針においてお示ししていることころであり、各市町村においてはこれも踏まえて対応いただきたいと考えております。</p> <p>なお、介護予防サービス計画自体は本指針で定める内容の対象外であり、指定介護予防支援等の事業の人</p>

		員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）等の内容を踏まえて御対応いただきたいと考えております。
8	「高齢者が地域とのつながりのもとで日常生活を継続するための選択肢の拡大を図る観点」からという方向性はいいと思う。	御意見として承ります。

※上記のほか、6件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。